

平成 19 年 4 月 25 日
19 情セ第 20 号

農林水産事務次官
小 林 芳 雄 殿

政策評価に関する提言

(財)農林水産奨励会
農林水産政策情報センター

代表 大 河 原 太 一 郎

当農林水産政策情報センターにおいては、平成 18 年度、「畜産分野における新たな政策推進手法の調査研究」を実施した。

この調査研究のうち、「政策評価の的確な実施による新たな行政の展開に関する調査研究」(さらに小テーマとして「施策サイクルを重視した評価手法の開発 等に関する調査研究」、「実績評価と総合評価の連携に関する調査研究」)について、この度、内外の調査結果及びこのテーマについて設けている調査専門委員会における助言等を踏まえ、中間とりまとめを行ったので、この中間とりまとめに基づき、今後の農林水産行政の推進について、次のように提言する。

1 我が国の国情に見合った政策評価の実施

政策評価の実施手法は、諸外国においてそれぞれ目的等に応じて異なっており、また年々進化しているのが実情である。

いずれの国においても、行政制度や予算制度に応じて政策評価が行われており、我が国においても、国情に見合った政策評価の制度及び運用とする必要がある。

我が国においては、予算の項目ごとに財務省との密接な意見交換が行われ、その査定を受けており、予算の執行に当たっても、その使途が細かく定められているなど、諸外国には見られない独自の予算編成方式となっている。

この制度、方式を前提に、農林水産政策の評価を考えること。

2 政策手段の管理の観点からの評価体系

現在、農林水産省で実施している評価方法では、予算の削減に使用されるのみであるなど、政策手段の実施担当者にとっては、評価の実施へのモチベーションが働くものとはなっておらず、いやいや評価をやらされているとの思いが強くなっている。

このような事態を改善するため、政策手段の管理の観点から、実績評価の結果を事

前評価につなげて、省の意思決定、予算編成過程に組み込み、必要に応じて政策手段の改善を行うこと。

このように、評価の結果が政策手段の改善につながれば、評価の目的のひとつである国民への説明責任も果たされることとなると考える。

3 事前評価

事前評価は、我が国において、現在は財務省への予算要求の際になされているが、これを評価サイクルの出発点として、その段階で、政策分野及び政策手段の 目標を定め、それら目標間の論理的関係、結び付きをはっきりさせるなど政策分野等の必要性、有効性、効率性の構造を明確にしておくこと。以後これに基づき 評価を行うことを基本とすること。

また、農林水産省においては、実績評価の目標設定について、政策分野等の実施年度の途中で政策評価会の意見を聞いているが、目標は、政策分野等の企画立案 段階から明らかにしておくべきものであり、そうでなければ、目標実現に向けた政策分野等を構築し、実施することができないと考えられるので、政策分野等の 目標は、予算要求時の事前評価段階で、要求とワンセットで設定しておくこと。

4 規制影響評価

(1) 規制影響評価(RIA)については、事前評価の 1 類型として実施されるところ、すでにこれを実施している諸国においては、規制影響評価には多くの時間及び 資金を要することから、規制を伴う法律、規則、プログラムのすべてについては行っておらず、また、規制影響評価を実施している時間的余裕がない疾病予防等 の場合には、暫定的に規制を施行し、事後的に規制影響評価を行っている。

したがって、我が国においても規制影響評価の対象を、例えば、経済的な影響の規模によって限定して、実施するとともに、時間的余裕がない等の場合には暫定的に規制を施行すること。

(2) 規制影響評価の実施に当たっては、定量的に費用便益及び費用効果を評価することを基本とすべきであるが、規制影響評価を実施している諸国においては、定量的評価のみにより費用便益等を評価しているところはないこと等から、定量的評価にこだわらないこと。

5 評価に当たっての効果の説明

農林水産省で実施される政策手段は、その効果が農林水産省の任務の範囲内にとどまらないものも多いと考えられるので、その効果を説明する際には、他省庁 の観点からの効果の説明を依頼するとともに、そのような効果の説明を認めるよう関係機関に働きかけること。